

住民・法人の皆さまへ

# 町名地番変更の お知らせ

令和2年11月21日から変更予定

北足立郡伊奈町



## 1 はじめに

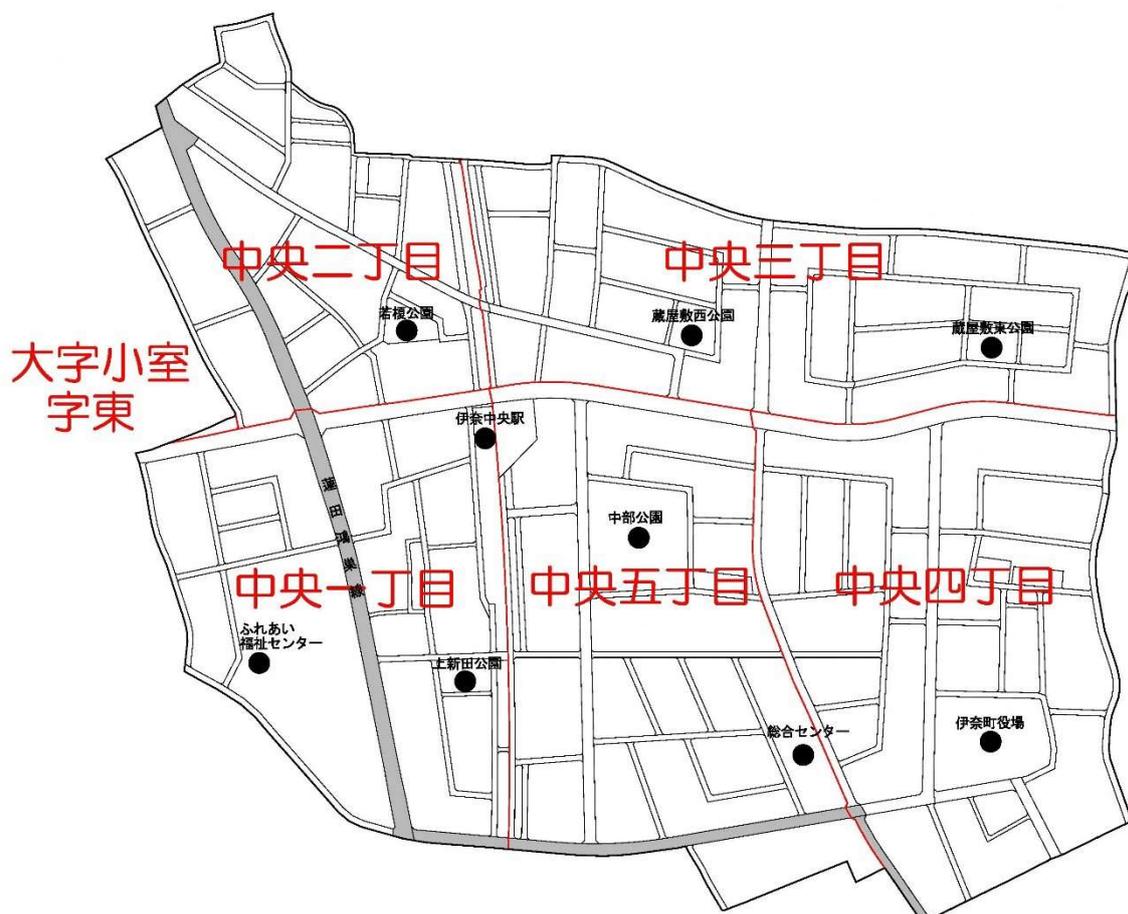
皆さまがお住まいになっている地区は、上尾都市計画事業伊奈町中部特定土地区画整理事業が換地処分を迎えることにより、令和2年11月21日（予定）から新しい町名及び地番に変更となります。

このため、本地区にお住まいの方及び事務所等を設置している法人や会社等におかれましては、住所や所在地等、関連する事項の変更手続きが必要となるものがあります。

そこで、住所等がどのように変更になり、どのような手続きが必要になるのかをご案内いたします。

## 2 実施後の表示の仕方について

皆さまの住所（所在地）・本籍や土地・建物の所在が新しい表示方になります。



## ■ 新しい住所等の表し方（例）

①住所の表示 （所在地） ※1	実施前	北足立郡伊奈町大字小室 ○○番地○	
	実施後	北足立郡伊奈町中央一丁目 □□番地 ※マンション等の方書は変更ありません。	
②本籍の表示 ※2	実施前	北足立郡伊奈町大字小室 ○○番地○	
	実施後	北足立郡伊奈町中央一丁目 □□番地	
③土地の表示	実施前	北足立郡伊奈町大字小室字△△ ○○番○	
	実施後	北足立郡伊奈町中央一丁目 □□番	
④建物の表示 ※3～5	実施前	所在	北足立郡伊奈町大字小室字△△番地○
		家屋番号	○○番
	実施後	所在	北足立郡伊奈町中央一丁目□□番地
		家屋番号	□□番

- (※1) 2筆以上の土地にまたがって家屋がある場合には、主要建物の1階部分の床面積が大きい土地の地番が新しい住所となります。
- (※2) なお、本籍が変更になる方へは、別に通知させていただきます。
- (※3) 建物については、登記されている建物のみが対象となります。
- (※4) 建物が2筆以上の土地の上に存在する場合の新しい家屋番号は、主要建物の1階部分の床面積が大きい土地の地番となります。
- (※5) 同じ土地の上に建物が2つ以上存在する場合の新しい家屋番号は、建物ごとに整理番号がつきます。

### 3 郵便番号の変更について

新たな町名、地番への変更に伴い、次のとおり新たに郵便番号が設定されます。この郵便番号は、令和2年11月21日（予定）から使用していただくこととなります。

町 名	郵便番号
中央1丁目～5丁目	362-0809

### 4 住所変更手続きについて

町名地番変更が行われますと、住所変更等の手続きが必要になるものがあります。その中には、町役場や法務局が変更するものと、皆さまご自身で手続きいただくものがあります。

#### (1) 町役場及び登記所が変更を行うもの（手続き不要）

下記の事項は、町役場または関係機関が変更するため、皆さまによる住所変更の手続きは必要ありません。

#### ◆ 住民票・印鑑証明・戸籍関係

名称	変更欄	説明
住民基本台帳(住民票)	住 所 欄	町が新しい住所に書き換えます。 (住民課)
印鑑登録 印鑑登録証(カード)		
選挙人名簿		町が新しい住所に書き換えます。 (選挙管理委員会)
戸 籍 簿	本 籍 欄	町が新しい本籍に書き換えます。 (住民課)

### ◆ 法務局関係

名称	変更欄	説明
土地登記簿	表題部の 所在地番 家屋番号	地区内は、土地区画整理施行者（伊奈町）が法務局（登記所）へ申請し、表題部を書き換えます。 <u>ただし、権利部（所有者の住所等）は、本人の申請があるまで変わりません。</u>
建物登記簿		

### ◆ 保険、医療、年金、福祉等

名称	担当
国民健康保険被保険者証等の住所変更	町 保険医療課国民健康保険係
後期高齢者医療被保険者証等の住所変更	町 保険医療課医療係
子ども医療費受給者証の住所変更	
ひとり親家庭等医療費受給者証の住所変更	
重度心身障害者医療費受給者証の住所変更	
国民年金加入者の住所変更	町 保険医療課国民年金係
介護保険被保険者証の住所変更	町 福祉課介護保険管理係
障害福祉サービス受給者証の住所変更	町 福祉課障害者福祉係
療養介護医療受給者証の住所変更	
地域生活支援事業受給者証の住所変更	
児童扶養手当証書の住所変更	町 子育て支援課子育て支援係

### ◆ その他

名称	担当
畜犬登録原簿の住所変更	町 環境対策課環境対策係

(2) ご自身で「住所変更手続きをしていただく」もの

下記の事項は、皆さまがご自身で変更の手続きをする必要がある主な事項です。ご自身に該当する事項をご確認の上、変更の手続きをお願いいたします。

※住所変更手続きは、変更日(令和2年11月21日)以降に行ってください。

◆ 自動車関係

変更いただく届出等 (事柄)	申請者	申請・問い合わせ先	必要書類など
			(いつまでに) 期間
自動車運転免許証の住所変更及び本籍変更	本人	上尾警察署 交通課免許係 上尾市本町 5-1-1 Tel 048-773-0110 又は 運転免許センター 鴻巣市鴻巣 405-4 Tel 048-543-2001	①変更証明書 ②免許証 本籍の変更 ①変更証明書 ②免許証
			変更後お早めに
自動車検査証及び軽自動車届出済証(125cc超)の住所変更	本人	関東運輸局 埼玉運輸支局 さいたま市西区大字中釘 2154-2 Tel 050-5540-2026 (サービスコード : 037)	①自動車検査証 (軽二輪は届出済証) ②変更証明書 ③印鑑 ※所有者と使用者が異なる場合は所有者の印鑑または所有者からの委任状が必要です。 (登録自動車) ※場所の変更がある場合は保管場所証明書(登録自動車)
			変更後お早めに
軽自動車検査証の住所変更	本人	軽自動車検査協会 埼玉事務所 上尾市平方領々家 505-1 Tel 050-3816-3110	①自動車検査証 ②変更証明書
			変更後お早めに

## ◆ 住民登録等

変更いただく届出等 (事柄)	申請者	申請・問い合わせ先	必要書類など
			(いつまでに) 期間
・マイナンバーカード <b>※1 ※3</b> ・住民基本台帳カード 顔写真付きのもの (券面事項記載変更)	本人	町 住民課住民係 TEL 721-2111 (内 2112)	マイナンバーカード又は住民基本台帳カード
			変更後お早めに
電子証明書 (公的個人認証 e-Tax 利用者など) <b>※1 ※2            ※3</b>	本人	町 住民課住民係 TEL 721-2111 (内 2112)	マイナンバーカード(住基カード)の電子証明書は失効となります。ご利用の方はマイナンバーカードへの切換えをご検討ください。
			変更後お早めに
・在留カード ・特別永住者証明書 (券面事項記載変更)	本人	町 住民課住民係 TEL 721-2111 (内 2112)	・在留カード ・特別永住者証明書
			変更後お早めに

(※1) お手続きの際、カード交付時に設定した暗証番号(2種類)の入力が必要となりますので、その際にお渡しした「暗証番号記載用紙」をご用意ください。世帯員の方が代表で世帯全員分の記載変更手続きをすることもできますが、マイナンバーカード・住民基本台帳カードは代表者が全員の暗証番号を入力する必要があります。暗証番号が分からない場合はカードの所有者自身が暗証番号の再設定にお越しいただく必要があります。

(※2) 町名地番変更に伴う住所変更の場合は、署名用電子証明書は失効しません。住所記載変更の手続きを行わない場合でも、引続きe-Taxを利用した確定申告等にご利用いただけます。また、証明書のコンビニ交付サービスについても、カードの記載変更の手続きをしない場合でもご利用いただけます。

(※3) 現在、マイナンバーカードに関する来庁者が増えております。このため、長時間お待ちいただく場合や、当日中にお手続きできない場合があります。皆様には大変ご迷惑おかけしますが、混雑が見込まれる日時を避けてご来庁くださいますようお願い、ご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、窓口の「密」防止にご協力をお願いいたします。

### 【混雑が見込まれる日・時間帯】

- ・月曜日、休日明けの開庁日
- ・10時頃から14時頃まで
- ・16時頃から17時15分まで

◆ 医療・福祉関連

変更いただく届出等 (事柄)	申請者	申請・問い合わせ先	必要書類など
			(いつまでに) 期間
身体障害者手帳及び療育手帳の住所変更	本人	町 福祉課 障害者福祉係 Tel 721-2111 (内 2122)	①手帳 ②印鑑
			変更後お早めに
精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更	本人	町 福祉課 障害者福祉係 Tel 721-2111 (内 2122)	手帳又は受給者証
			変更後お早めに
自立支援医療(更生医療・育成医療)受給者証の住所変更	本人	町 福祉課 障害者福祉係 Tel 721-2111 (内 2122)	受給者証
			変更後お早めに
障害児(者)生活サポート事業利用者票の住所変更	本人	町 福祉課 障害者福祉係 Tel 721-2111 (内 2122)	利用者票
			変更後お早めに
特別児童扶養手当証書の住所変更	本人	町 福祉課 障害者福祉係 Tel 721-2111 (内 2122)	証書
			変更後お早めに
緊急通報システムの住所変更	本人	町 福祉課 総合福祉係 Tel 721-2111 (内 2126)	印鑑
			別途対象者には通知を発送します。

## ◆ 年金関連

変更いただく届出等 (事柄)	申請者	申請・問い合わせ先	必要書類など
			(いつまでに) 期間
国民年金・厚生年金受給者の住所変更	左記年金を受給している方で日本年金機構からの送付先が住民票と異なるところに設定されている方	日本年金機構 大宮年金事務所 さいたま市北区宮原町4-19-9 Tel. 048-652-3399	大宮年金事務所で手続き又は年金受給権者住所変更届を郵送してください。  ※年金受給権者住所変更届は、町保険医療課国民年金係にあります。
共済年金受給者の住所変更	本人又は家族	年金制度の保険者	個々の共済組合に確認してください。
厚生年金・共済組合加入者の住所変更	本人又は家族	年金制度の保険者	勤務先および個々の共済組合に確認してください。

## ◆ 土地・建物関連

変更いただく届出等 (事柄)	申請者	申請・問い合わせ先	必要書類など
			(いつまでに) 期間
土地・建物等不動産所有者(権利部)の住所変更登記(注1)	変更区域内に住所を有する方	さいたま地方法務局 上尾出張所 上尾市大字西門前753-1 Tel. 048-771-0239 又は 土地・建物等の所在地を管轄する各法務局	① 登記申請書(注2) ② 変更証明書 ③ 印鑑 ④ 委任状(委任する場合) ※詳しくは法務局にお問い合わせください。  書き換え終了後、必要なときに申請して下さい。

◆ 会社・法人関連

変更いただく届出等 (事柄)	申請者	申請・問い合わせ先	必要書類など
			(いつまでに) 期間
事業区域内に会社等の法人の本店（主たる事務所）または、支店（従たる事務所）及び代表者等の住所変更	事業区域内に左欄の登記をしている会社等法人の代表者	さいたま地方法務局 法人登記部門 さいたま市中央区下落合5丁目12番1号 （さいたま第2法務総合庁舎） TEL 048-851-1000 又は 本店、支店の所在地を管轄する各法務局	① 登記申請書（注2） ② 変更通知書（証明書） ③ 印鑑（届出印） ④ 委任状（委任する場合）  ※法定期間内に申請して下さい。 本店：2週間以内 支店：3週間以内  この期間経過後に申請しても受理されます。
法人の所在地変更	事業区域内に事務所・事業所を設けている法人	（法人県民税） 上尾県税事務所 課税第一担当 上尾市大字南 239-1 TEL 048-772-7140	① 法人の名称変更等の報告書 ② 変更通知書（証明書又は登記事項証明書） ③ 法人の代表者印  ※法定期間内（10日以内）に申請して下さい。 この期間経過後に申請しても受理されます。
食品営業許可証の住所変更	左記許可証をお持ちの方	鴻巣保健所 鴻巣市東 4-5-10 TEL 048-541-0249	① 変更届（保健所にあります） ② 営業許可証  必要に応じて変更手続きをしてください。

- (注1) 区画整理区域内の土地・建物は、土地区画整理施行者（伊奈町）が換地処分後に法務局（登記所）へ申請して、法務局が表題部を書き換えま  
す。その作業については半年程度を予定しているため、権利部である所  
有者の住所変更登記に関する申請は、表題部の書き換えが終了した後に  
申請してください。なお、書き換え終了の案内は、さいたま地方法務局  
ホームページ及びさいたま地方法務局上尾出張所の窓口でお知らせしま  
す。詳しくはさいたま地方法務局上尾出張所にご確認ください。
- (注2) 土地建物等不動産所有者の表示変更登記や法人の本店、支店及び代表  
者等の住所変更の手續に必要な登記申請書などは、町ホームページ又は  
法務局のホームページからダウンロードすることができますので、ご活  
用ください。

■伊奈町ホームページ

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp/>

■法務局ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

住所変更の手續きについては、まず、身分証明として使われることの多い  
「自動車運転免許証」などの住所変更後に、他の手續きをされた方が円滑に  
手續きを進めることができます。

今回記載している事項は、主な手續きを掲載しております。この他にも法  
令等により認可証、許可証、免許証及び登録証などで住所変更の届出を要す  
るものや、勤務先、学校などへの手續きが必要な方は、ご自身によりそれぞ  
れ所定の手續きを行ってください。

また、その他詳細につきましては、各関係機関にお問い合わせください。

## 5 住所変更証明書について

皆さまご自身により、住所変更の手続きをしていただくための証明書です。実施日現在で区域内に住民登録をしている世帯主あてに証明書をお送りいたします。また、令和2年11月24日（火）以降に伊奈町役場住民課及び県民活動総合センター出張所、ふれあい活動センター出張所においても本人又は世帯員の証明書を無料で発行します。ただし、申請は原則、同一世帯員からのみお受けいたします。

※今回同封いたしました「町名地番変更通知書」は、住所変更等の手続きに関する証明書にはなりませんので、ご注意ください。

## 6 法人の所在地変更通知書（証明書）について

法人におかれましては、法人に関する住所変更等の手続きをしていただくために、所在地変更通知書を3部同封いたしました。同通知書は、町名地番変更後に証明書として活用することができます。

なお、証明書は伊奈町役場税務課において当該所在地の法人の方を対象に無料で発行します。

## 7 住所変更通知はがきについて

新しい住所を親戚や知人、取引先等へお知らせするものとして、日本郵便株式会社から提供いただいた送料無料の「住所変更通知用の郵便はがき」を1世帯（1法人）につき30枚同封いたしました。はがきをお送りする際は、はがきに必要事項を記入のうえ、郵便差出箱（ポスト）か、最寄りの郵便局へお出してください。

## 8 その他

### (1) 行政区域について

町名地番変更によって行政区域が変わることはありません。

### (2) 通学区域について

町名地番変更によって通学区域が変わることはありません。

### (3) コンビニ交付・県民活動総合センター出張所、ふれあい活動センター出張所利用休止について

伊奈町ではマイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票の写し・印鑑証明書を取得することのできるコンビニ交付サービスを実施しておりますが、このたびの町名地番変更に伴い、住民基本台帳システム等の変更作業のため、11月20日（金）17時～23日（月）（終日）においては証明書発行サービスをご利用いただくことができません。11月24日（火）から通常通りご利用いただけます。

また、県民活動総合センター出張所、ふれあい活動センター出張所につきましては、11月21日（土）～24日（火）の間ご利用いただくことができません。

ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。



